

ウェストパック銀行（オーストラリア）と 保証人との間の保証契約約定書

前 田 庸

I ウェストパック銀行（オーストラリア）と保証人との間の 保証約定書についての解説

差入書形式をとっている点は、日本の場合と同様である。ただ、日本の場合には、銀行取引約定書に付随して、保証人が、その約定書に従う旨ならびに、銀行の都合による担保または他の保証の変更、解除によっても免責を主張しない旨および代位によって取得した権利を行使せず、またその権利または順位を銀行に無償で譲渡する旨が規定されているにすぎないのに対して、本約定書の場合には、もっぱら保証に関して、しかもはるかに詳細な規定が設けられている点で顕著な差異がある。もともと、本約定書のなかには、債務者に対する関係についての規定も含まれている（第2項、第12項、第14項等）。

1. 保証文言

保証人が債務者の債務について支払を保証する旨の文言である。若干注目されるのは、貸出等に関してただちに訴訟を提起することを差控えるようにという後載の「それぞれの署名者（債務者と保証人）の要請に基づき（at the request of each of the persons undersigned...forbearing to sue forthwith in respect of advances...）」とされ、しかも、この要請は、それぞれの者が本証書を作成した

ことにより立証されているという点である。この点は、とくに法律的な意味があるわけではなく、できるだけ訴訟に持込むことを避けようという銀行と債務者・保証人双方の希望を約定書の中に含めたにすぎないものと理解することができよう。

2. 保証の対象

(a)から(g)までに被保証債務について列挙されている。結果的には債務者が銀行に銀行取引に関して負うすべての債務——租税、手数料、負担金その他の費用および利息を含む——が被保証債務になるということができる。利率については、書面による合意があるときはこの利率により、またそのような合意がないときは、銀行が折々に決定する利率によるものとされている((g))。なお、本約定書第7項、第9項等でも、本約定書で担保される費用、負担金および経費の範囲について規定されている。

日本の約定書の場合には、「本人(債務者)が第1条に規定する取引によって貴行に対して負担するいっさいの債務」について本人と連帯して保証債務を負担する旨を規定しており、第1条では、第1項で「手形貸付…その他いっさいの取引に関して生じた債務」と、第2項で「私(債務者)が振出…した手形を貴行が第三者との取引によって取得したときも、その債務」と規定しており、本約定書の場合と大差ないのではないかと考えられる。すなわち本約定書(a)～(e)が日本の約定書の第1条第1項に相当し、本約定書(f)が日本の約定書の第1条第2項に相当するものと考えられる。日本の約定書には利息に関する本約定書(g)に相当するものが直接には見当たらないが、これも、第1条第1項に含ま

れると解されよう。

3. 合意の内容

1. 継続的保証（根保証）

本項は、日本のいわゆる根保証であることを宣言したものと考えられる。日本の約定書も、同様の趣旨と考えられる。なお、保証の金額の確定に関する8. 参照。

2. 保証人の死亡と保証の効力・債務者との取引の中止等

本項は、保証人の死亡またはその死亡の通知の効果について規定している。

①本保証はそれによつては確定せずに、保証人の遺言執行者等が銀行に対してこれ以上の責任を負うことを中止したいと希望する書面による通知——その効果については本約定書第12項に規定されている——をするまでは効力を有し続けるとされる。このことは、根保証人としての地位の相続性を認めた上で、責任を負うことを中止するという通知の効果を認めるという立場をとっていると考えられる。そして、②その書面による通知がなされた場合には、その時点で債務者が負っている債務の他に、その時点で流通または残存している手形・小切手その他の合意または取引から将来生ずる責任およびそれらについての利息についても支払義務を負わされる（第12項本文）。

わが国では、少なくとも、責任限度額および期間の定めのない根保証の場合には、保証人が死亡したときは、すでに具体的に発生した主債務についての保証債務のみの相続性を認め、基本的・抽象的保証債務についてはその相続性を

認めないという取扱いがされており（奥田昌道・債権総論〔増補版〕415頁以下）、この点についての本約定書の取扱いとは異なっている。

③債務者に対する関係で、銀行は、保証人の死亡の通知を受けたときは、銀行がその裁量により債務者に通知することなしに、債務者との取引の中止等を行うことができる旨を定める。日本の場合には、支払承諾約定書、当座勘定貸越約定書等では、債権保全を必要とする相当の理由が生じたとき（支払承諾約定書第9条第1項）、金融情勢の変化、債権保全その他の事由があるとき（当座勘定貸越約定書第6条第1項）等というように一般的な事由により、取引の中止等ができるようになっており、この点に関する限りでは、本約定書のもとにおける場合と結果的には差異がないということができよう。

3. 証券・契約の流通・現存（未払い）と保証の執行可能性

本項は、流通証券その他の証券または契約がまだ流通し、または現存している場合でも保証は執行可能性がある旨を定めている。その趣旨は、たとえば債務者が銀行に約束手形を振出し、銀行がこれを第三者に譲渡し、流通中である場合にも、銀行が将来負わされるべき遡求義務のために、本保証が執行可能性を有するということか、そうだとすると、ここで執行可能性（enforceable）というのはどういう意味か、必ずしも明確でない。なお、保証人の解約権行使との関係については、第12項参照。

4. 保証人の義務——債務者との和解等、銀行の怠慢、担保の放棄による影響の有無（影響なし）

本項は、保証人の義務が影響を受けず、あるいは免責されない事由をあげて

いるが、そこであげられているものの概略は、次の通りである。

①債務者その他の者に対する granting、免除、銀行と債務者との間の取引、整理等および銀行が債務者その他の者による和解、債務解除、整理計画、更生計画等により拘束されること。

②銀行の行為、怠慢、手抜き、不履行等——本項がなければ、保証人の銀行に対する債務が影響を受け、免責等の効果が生ずる場合——。

③担保等の不行使、他の担保の解除、免責、放棄等。

①については、日本民法のもとでは、保証の附従性により保証人の債務も免除される等の影響を受けるはずである。もっとも、会社更生法第240条第2項によれば、更生計画は会社の保証人その他会社とともに債務を負担する者(手形・小切手上の合同債務者等)に対して有する権利に影響を及ぼさないと規定している。したがって、更生計画により、債務者たる会社の債務が一部免除されても、保証人は全額について保証責任を負うことになる(その場合の保証人の会社に対する求償権については、会社更生法第110条第2項により、更生計画上債権者に認められた権利を代位行使しうることになる)。①は、約定書により、一般的に、日本の会社更生法と同様の効果を導こうとするものであろう。

この問題は、日本では、主たる債務者の債務を免除した場合に保証人の保証債務がどうなるかという形で論ずることができる。ところで、民法第458条は、連帯債務に関する民法第434条から第440条までを連帯保証に準用しているが、その第437条によれば、連帯債務者の1人に対してなした債務の免除は、その債務者の負担部分についてのみ他の債務者の利益のためにもその効力を生ずる旨を定める。これを連帯保証に準用すれば、保証の場合には、保証人に負担部分が存せず、主たる債務者が全額を負担するから、主たる債務者が債務を免除す

ると、保証人の債務も免除されることになる（保証債務の附従性）。もつとも、民法第458条が準用する第437条は、任意規定であり、それと異なる特約を結ぶことは妨げられないと解される。そうだとすると、主たる債務者の債務を免除しても保証人の債務は免除されないという本約定書①と同趣旨の特約を締結することも妨げられないと解される。もちろん、このような特約の効力を認め、債務者（銀行）が、保証人に保証債務の履行をさせた場合には、保証人に対しては主たる債務者に対する求償権の行使を認めざるを得ず、結果的に主たる債務者の債務が免除されないことになってしまう点に注意する必要があるだろう。

なお、本約定書第5項では、保証が主たる義務であると規定されており、さらに、その附従性を否定する趣旨の文言を用いられており、このことと①とは関連を有すると考えることも可能であろう。

②は、具体的にどのような場合を予定しているか明らかでないが、債務者に対する権利行使を怠ったような場合にも、保証債務には影響がないというようなことを想定しているのかとも考えられる。そうだとすると、日本では、連帯保証について同じ結果になる。

③は、債権者の担保保存義務の免除に関する規定であって、日本でも、同趣旨の規定が設けられている。日本では、この約定の効力を無制限に認めることについては疑義が提起されている（星野、民法概論III〔債権総論〕267項）。この点も、第5項で規定されている本保証の独立性と関係するのかもしれない。

5. 保証の性質 — 主たる義務、他の担保との独立性 —

本項は、①本保証が主たる義務（a principal obligation）であって、他の債務に付随するものではなく、②特に銀行が債務者、保証人等に対する債務のた

めに保有している（将来保有するものも含む）他の担保とは独立していて、その影響をうけるものではなく、③他の担保から生ずる債務につき消滅等の事由が生じて、本保証は執行可能である旨を定めている。

①本保証が主たる債務であるという意味は必ずしも明らかでないが、第4項①で前述した点と関連するのではないかと推察される。

②と③とは、あるいは同じことをいっているのではないか。そして、本保証が他の担保と独立しているということは、第4項③で述べた担保保存義務の免除の場合を含む規定とも考えられる。

いずれにしても、第4項と本項とは関連しており、本保証が本項に定めるような性質を有しているから、第4項に定めたような結果が導かれるということになるのではなからうか。そうだとすると、本保証の性質は、日本における附従性を有することを原則とする保証のそれとは、相当に異なるものということができる。

6. 保証人の他の担保の利益の放棄

本項は、①保証人は、①本約定書で保証されている金員のために銀行によって保有されている担保（今後保有されるものも含む）の利益を請求することができず、②共同保証人等の死亡または破産によって生ずる分配、配当等の利益を請求し、または受け取る権利を有せず、③これらの死亡または破産により、またはそれに関連して支払を受けることによって、銀行が保証人から本約定書によって担保されている金員の全額を賠償する権利を害されない旨を規定する。

①①は、たとえば、本保証人は共同保証人間の分別の利益を有しない趣旨を

含む定めではないかと思われる。また、本約定書と物的担保とが併存している場合に、物的担保から先に満足を受けるようにという請求をすることができない趣旨も含むであろう。日本でも、同様の結果が導かれるであろう。

①⑱は、たとえば共同保証人の1人甲が死亡してその残余財産が10億円であったとし、債権者（銀行）が甲に対して10億円を請求できる場合において、他の共同保証人乙も甲に対して10億円の請求をしようの立場にあったとしても、乙は甲に対して10億円を請求することができず、債権者（銀行）の甲に対する10億円の請求をする権利が優先する旨を定めたものであろう。日本法のもとでも、保証人との間でこのような特約が締結された場合には、その効力は肯定されることになろうか。

なお、日本法のもとで共同保証人の1人が死亡し、あるいは破産した場合には、第1に保証人の解約権（任意解約権または特別解約権）の対象となるかどうか問題となり、第2に、共同保証人間の求償権について民法第465条第2項が準用する民法第444条（無資力者の負担分の分担）が問題になる。いずれにしても、解約権の行使がなされ、それが許容される場合を除いては、銀行の保証人に対する権利には影響がないことになろう。なお、本約定書においては、第12項および第14項で、日本法の解約権に相当すると考えられるものについて規定され、かつ、第11項で、それについて触れられている。

②が、①⑱について触れたように、共同保証人等の死亡、破産等によって、銀行の保証人に対する権利に影響を及ぼさないという趣旨なら、理解できる。なお、「銀行がかかる死亡または破産により、またはそれに関連してこれらの支払を受ける」ことによっても、銀行の権利が害されないという文言の意味は必ずしも明らかでないが、たんに根保証として、銀行が被保証債務の弁済を受け

てもその後生じた債務について、保証人に対する権利が影響を受けない趣旨とも考えられる。

7. 費用、負担金および経費の範囲

本項は本約定書で担保される金員の対象とされる費用、負担金および経費について規定しており、前述した「保証の対象」の補足としての意味を有するのではないか。

8. 保証の金額の確定；それと債務者との取引との関係

本項は、①本約定書について、保証人によって支払われるべき金額の基準として、一定の金額を記入することを許容し、②その場合には、保証人によって支払われるべき金額は、[イ] その記入された金額に、[ロ] 前述の利率（g）を指すものと考えられる）による1年間の利息に相当する金額——この[イ]と[ロ]を合わせたものは確定金額と呼ばれる——ならびに[ハ]費用、負担金および前項に規定されている費用、および[ニ]確定金額に対して前述した利率により銀行が保証人に請求した日から保証人から支払われるべき金額の支払がなされるまでの利息を加えたものが限度になる旨を規定する。さらに③この確定金額は、銀行と債務者との取引の範囲とは関連がない旨を規定する。

①および②は、わが国における根保証の限度額の定めに対応するが、本約定書により保証人によって支払われるべき限度額は、[イ]だけでなく[ロ]を含み、この[イ][ロ]を合わせたものを確定額としながら、それですむものではなく、さらに[ハ]および[ニ]を含み、記入された金額がそのまま限度額とはならない点で、わが国におけるいわゆる極度額とは異なるということができ

よう。

③に規定されていることは、当然のことである。

9. 取引の無効・取消等と保証人に対する権利

本項は、①日本法のもとで考えれば、銀行と債務者との取引が、たとえば否認権の行使または債権者取消権等によってその効力が否定され、または取消された場合にも、銀行は、保証人に対して、上述のような否認権ないし債権者取消権等の行使がなかったならば有していたであろう権利を取得する旨、②否認権等の主張が確定した等の場合には、保証人はその取引がなされる直前に保証人から保有していた担保を銀行に回復するために必要・有用な措置をとり、またはそのような約定書に署名する旨および③銀行はこの手続等のために負担する費用および経費を保証人から賠償することができる旨を規定する。

①は、たとえば債務者の弁済により被保証債務が消滅し、したがって保証債務も消滅した後に、債務者の弁済が否認された場合には、保証人の保証債務も復活するという趣旨であって、日本法のもとでは、判例上、同様の結果が認められている（最判．昭和48.11.22民集27-10-1435）。

②上述①の場合において、銀行が保証書等を破棄し、あるいは保証人に返還したときは、保証人が保証書に署名する等の措置をとる旨を明らかにしたものであって、これも当然の規定であろう。

③は保証の対象となる費用および経費の範囲に関する規定であって、第7項とともに、「保証の範囲」の補足としての意味を有する規定ということができよう。

10. 支配人の署名した証明書の効力

本項は、銀行の支配人（ここで支配人「Manager」とは、定義規定である第27項(8)により、銀行の支配人を意味する）が、一定の日を基準とする本約定書で担保される金額について記載した証明書を発行したその金額がその日において本約定書によって担保されている金額であることの確定証拠（conclusive evidence）である旨を定める。

本約定書で担保される金額については、銀行と債務者との取引の内容によって決定されるものであるから、保証人にとっては、銀行からその金額が知らされなければ知りようがないことはたしかであるが、その証明書が確定証拠（conclusive evidence）——反証を認めない証拠——とするということは、日本法的感覚ではいきすぎのような感じがしないではない。

なお、保証人等からの責任の承認・確認の書面の交付について、第26項で規定されている。

11. パートナーシップまたは企業における構成員の死亡等による変更と保証人の責任、債務者の死亡等とその後の取引

本項は、①たとえば債務者がパートナーシップであって、その1人が死亡した場合にも、保証人の責任は影響を受けないが、保証人が銀行に対して、これ以上の責任を負うことを中止したいという希望を書面で通知したときは、その限りでない旨、および②銀行は、パートナーシップの1人が死亡した場合等には、債務者、保証人等に通知することなしに、その裁量により債務者等との取引等を中止することができる旨を規定する。

①この書面による通知の効果については、第12項および第14項で定められて

いる。

②については、第2項③と同趣旨のものであり、そのコメントを参照されたい。

12. 保証人がこれ以上の責任を負うことを中止する旨を通知した場合——その保証人の責任、他の保証人の責任、その後の債務者との取引の中止——

本項は、保証人が本約定書によるこれ以上の責任を負うことを中止したいという希望を書面で通知した場合について規定している。この通知は、わが国における根保証の保証人の解約権に対応すると考えられるので、以下には、「解約権行使の通知」と呼ぶことにする。なお、日本法のもとでは、解釈上、解約権を任意解約権（期間の定めのない根保証契約において、保証契約後相当期間の経過により、解約するもの）と特別解約権（期間の定めの有無、責任限度額の有無を問わず、主債務者の資産状態・営業状態等が保証契約成立時に比べて著しく悪化した場合のように、信頼関係の破壊等特別の事情がある場合に解約するもの）とに区別されているようであるが（奥田・前掲416頁参照）、本約定書のもとでは、そのような区別をすることなく、しかも約定書上明文で、「解約権行使の通知」を認めている点が注目される。なお、本項で規定されている「解約権行使の通知」に関しては、第2項および第11項でも言及されている。

「解約権行使の通知」の効果としては、①その保証人の責任については、[イ]そのような通知が受領された時点において確定するが、[ロ]その時点で流通している手形・小切手等、または現存している（未払いの）取引等から将来生ずる責任および[ハ]この保証人が支払う責任を負っている金額に対する債務者の利息支払義務も含まれる旨、②共同保証の場合に、その1人が「解約権行使

の通知」があっても、他の保証人の責任には影響がない旨および③銀行は、債務者に通知することなしに、債務者との取引を中止することができる旨を定めている。

①については、その[ロ]の規定が注目される。日本法のもとで、たとえば、当座貸越契約についての保証人が解約権を行使した場合に、その者の責任が、その行使の時点で流通中の手形・小切手の支払義務に及ぶかどうかは問題の余地がある。

③は、第2項③および第11項②と同趣旨のものである。

なお、本項における「解約権行使の通知」の制度は、本約定書第23項（土地改良資金の調達と保証人の責任）によって制限されていることに注目される。

13. 債務者に対する貸出等の増加等と保証人の責任

本項は、①銀行が債務者との貸出しの限度の増加その他の変更をすることができ、本保証は、銀行と債務者との間のその時点に効力を有している契約または協定に及ぶように拡張される旨および②本約定書第8項の確定額の定めがなされているときは、保証人の責任はその限度額を越えない旨を規定する。

①については、日本法のもとでは、保証人が解約権を行使しなければ保証人が無制限に責任を負うかという形で問題とされ、判例上合理的な範囲内に限定するように努めているといわれる（当座貸越契約において、取引慣行を無視した多額の貸越には責任が及ばないとされる。大判大正15.12.2民集5巻769頁。奥田、前掲417頁）。本約定書のもとでは、少なくともその文言上は、②の確定額の定めをしておかないかぎり、無制限に責任を負わされることになりそうである。

14. 保証人がこれ以上責任を負うことを中止する旨の通知をした場合 — 債務者との取引の継続等との関係 —

本項は、保証人が「解約権行使の通知」(第12項)をした場合に、①銀行がその裁量のもとに債務者の口座または取引を継続することは適法であり、②保証人の責任は、①の口座ないし取引の継続によっても第12項で定められた範囲では影響を受けない旨を規定する。この限度では当然のことを規定したまでではないかと考えられる。

15. 債務者の無能力等と保証人の責任

本項は、たとえば債務者の無能力等の理由により、銀行との金員に関する取引が無効であったか、取消されたかを問わず、本来ならば銀行が保証人から担保として賠償請求することができない場合であっても、保証人は、主たる債務者として、本約定書における別個の責任として銀行が保証人に請求した場合にかかる金員の額と同額を支払う旨を銀行に同意し、それにつき本約定書の条項が準用されるという。

この規定は、たとえば、債務者に対する貸付が債務者の無能力により取消され、債務者に原状回復義務が生じた場合に、保証人がこの債務者の原状回復義務について、保証債務を負う旨を定めたものか。そうだとすると日本法としても、少なくとも約款で定めれば同様の結果を導くことができるのではないか。

なお、本項の適用については、第28条の規定には服するという制限が付されている。

16. 銀行の約束、供述等と本約定書の完成、債務者との取引に関する開示義務等の不存在

本項は、①保証人が本約定書を作成する際に、銀行から申出られた約束、開示、供述がなされ、または情報が与えられたとしても、その結果とし、あるいはそれらを理由として本約定書を完成させるものでないことに同意し（権限を有する銀行の役員によって書面によってなされ、かつ署名されている場合は除く）、かつ、②銀行は本約定書の完成の前後を問わず（本約定書によって規定されている場合を除く）、債務者の業務、銀行との取引状況等について保証人に開示する義務を負わない旨を規定する。

①は、日本法的には、錯誤等における無効になるかどうかということに関する問題であろう。

②については、日本法のもとでは、本約定書作成当時と比較して、銀行と債務者との取引がその取引慣行を無視するほど拡大し、あるいは債務者の資力が悪化したにもかかわらず多額の貸付をした場合は、それらは保証人の責任は及ばないと解されていることに関する問題である。本約定書のような規定を設けておけば、この問題を回避することができるかどうかは疑問であろう。

17. 裁判管轄

本項は、裁判管轄について、追加的に債務者が口座を有している銀行の営業所の所在地の裁判所が管轄権を有することを定める。日本の銀行取引約定書第14条では、「貴行本店または___支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意」と定めているが、おそらくこの空白部分には取引店舗が記載されることになろうから、その他に本店も常に合意管轄地としている点で、

本約定書と異なるということができようか。

18. 本約定書の解釈基準等

本項は、本約定書の解釈基準が保証人の住所または登録された事務所の所在地において効力を有する法律に従って解釈され、それによって支配される旨を規定している。それがオーストラリア等以外の場所にある場合には、ニューサウスウェールズ州の法律が基準になる。

19. 銀行からの通知または請求が正当になされたとみなされる場合、通知等が受け取られたとみなされる時点

本項は、第1に、①正当に通知または請求がなされた場合として、銀行からの支配人等により署名された通知または請求は、[イ]最後に知られた保証人の住所等に前払いの封筒で郵送された場合、[ロ]直接交付された場合、[ハ]または本約定書が完成された州または場所の官報で通告した場合であって、このような送達 (any such mode of service) があらゆる点で有効であるときに、正当になされたとみなされる (送達になされた時点で、保証人が精神的欠陥を有し、死亡している等の場合でも同様である)。

第2に、②これらの通知または請求がなされた時点について、[イ]の場合には通常の過程で郵送先に到着すべき時点 (実際に到達しなかったときでも)、[ハ]の場合には官報の公刊の時点とされる。[ロ]の場合については規定がないが、交付された時点であろう。

本項は、日本法のもとにおけるいわゆるみなし送達の規定に対応するものである。銀行取引約定書第11条第2項に対応する。同項は、顧客が、住所変更等

の「届出を怠ったため、貴行からなされた通知または送付された書類が到達しなかった場合は、通常到達すべき時に到達したものとします」と規定しており、本約定書の〔イ〕と同趣旨である。日本法のもとで、この規定の効力について民法第97条ノ2の規定と関連して争いがあることは、周知の通りである。

20. 本約定書の拘束力

本項は、本約定書の署名者の各人を拘束するものとし、複数の署名者の中の1人または複数の者による本約定書の作成が無効または取消しうるものである場合でも同様である旨を規定する。当然の規定であろう。

21. 支払猶予の立法等の排除等

本項は、現在または将来発効するであろう支払猶予の立法および規則 (all moratorium legislation and regulations) ならびにそれによって保証人または債務者に与えられるであろうすべての救済および保護が本約定書により明示的に排除、放棄、かつ否定される旨を規定する。

モラトリアム立法が約定書によって排除されるものか、本項のような規定が効力を有するものか、疑問である。

22. 保証人の本約定書の交付請求権の否定

本項は、保証人が、本約定書による責任の終了する前後を問わず本約定書の交付請求権を有せず、それは銀行の財産 (the property of the bank) である旨を規定する。どうしてこのような規定を設けなければならないのか、理解しがたい。むしろ、逆に保証人にも交付しなければならないものとすべきではな

いか。

23. 土地改良の資金調達と保証人の責任

本項は、土地改良のための建設または改造をするための資金調達のためになされた貸付については、この改良が銀行の満足のいくまで完成したという証書を銀行の支配人が発行するまで保証人はこれ以上の責任を負うことを中止するという権利（第12項の「解約権行使の通知」をするという権利を指すと考えられる）を有せず、かつそのような権利を有するにいたってもそれを放棄する旨を規定する。

土地改良のための融資の場合にのみ、このような特殊な取扱いがなされる理由が明らかでない。

24. 複数の口座を1つの口座として取扱う銀行の権利

債務者が複数の口座（他の者と共同で有する場合を含む）を有する場合には、銀行は、当事者に通知することなしに、複数の口座を組合せて1つの口座として取扱うことができるが、このような権利を制限し、または排除する書面による合意条項には従う旨を規定する。

1つの口座Aの残高がプラスであっても、他の口座Bの残高がマイナスである場合には、Aの口座からの払戻しを拒むことができる趣旨の規定であろうが、この趣旨が保証人にどのように関係するのか明らかでない。

25. 弁償の充当

本項は、弁償の充当について、①銀行が適当と考える部分の満足のために充

当することができ、②ことにもっとも長期間にわたって支払われるべきである金員の部分に充当することができる旨を規定する。

日本の銀行取引約定書では、弁済の充当に関して、第9条で貴行が適当と認める順序方法で充当することができ、それに対して異議を述べない旨を規定しており、本規定①と同趣旨の内容となっている。もっとも、日本の銀行取引約定書では、いわゆる逆相殺——顧客の側からする相殺——については、第9条の2で、一応は顧客の側に充当指定権を与えるが、その指定により債権保全上支障が生ずるおそれがあるときは、銀行に異議権および指定権を認めることになっているが、本約定書において顧客の側からの充当指定権を認める趣旨かどうかは必ずしも明らかでない。

26. 責任の承認・確認の書面の交付

本項は、債務者および保証人は、銀行が要求すれば、本保証で担保されている金額について、銀行に対する責任の承認または確認の書面を銀行に交付することを要する旨を規定している。本約定書第10項では、本約定書により担保されている金額についての支配人による証明書が確定証拠となる旨を規定しているが、本項は、保証人の側からの債務承認を要求する趣旨のものであろう。

27. 定義規定

28. 「信用法」との関係

本項については、「信用法」についての検討を経た後に取り上げたい。

II ウェストパック銀行（オーストラリア）の保証約定書 （仮訳）

1. ウェストパック銀行殿

後掲のそれぞれの署名者の要請（この要請は、それぞれの者が本約定書を作成したことにより立証されている）に基づき、「ここに債務者のフルネーム、住所および職業を、また法人の場合は、登録されたフル・ネーム、事務所および設立場所（A. C. T. およびタスマニア支店のみ）を記載する」（以下、「債務者」と呼ぶが、この表現は、本約定書に用いられているときは、本約定書第27条に定義されている意味に用いられる）に対する、すでになされ、もしくは現在なされている貸出または融資または今後なされるであろう貸出または融資——いずれの場合にも、これらの貸出または融資が銀行の裁量によってなされているか否かを問わない——に関して、ただちに訴訟を提起することを差控えるようにというウェストパック銀行（以下、「銀行」と呼ぶ）の立場を考慮して、「ここに保証人のフル・ネーム、住所および職業を、また法人の場合には、登録されたフル・ネーム、事務所および設立場所（A. C. T. およびタスマニア支店のみ）を記載する」（以下、「保証人」と呼ぶが、この表現は、本約定書で用いられているときは、本約定書第27条に定義されている意味に用いられる）は、ここに、単独で、または他の者と連帯して、銀行からの書面による請求があった場合には、銀行に対して、次の金員の支払を保証する。

(a) 銀行から、債務者に対して、債務者のための、債務者の融通のために、または債務者の代理人として、単独で、または他の者と連帯して、すでに貸出

され、もしくは、支払われ、または今後貸出され、もしくは、支払われるすべての金員、その他今後債務者が単独でまたは他の者と連帯して銀行に対して支払義務を負い、または支払われるべき金員。ただし、前述の一般的原則を制限することはない。

(b) また、貸出によりまたは銀行がすでに、指図式小切手 (order draft check)、約束手形、為替手形その他の約束 (engagement) の引受、裏書、支払もしくは割引をし、または単独で、もしくは他の者と連帯して、債務者のために、債務者の融通のためにもしくは債務者を代理して、または債務者の明示または黙示の依頼により賠償契約を結び、または保証をし、その他の債務を負い、あるいは今後負うことにより — これらの指図式小切手、約束手形、為替手形その他の約束の満期が到来しているか否かを問わない —、銀行が、債務者に対して、債務者のために、債務者の融通のために、または債務者の代理人として、単独で、または他の者と連帯して、現在支払義務を負い、今後、支払い、または支払義務を負うすべての金員。

(c) また、債務者が単独で、もしくは他の者と連帯する黙示もしくは明示の指示またはその授権に基づき、銀行が他の者のために、その者の融通のため、もしくはその者を代理して、すでに貸付もしくは貸出をし、今後貸付もしくは貸出をし、またいかなる形によるにせよ、貸付または、貸出の義務を負うにいたる全ての金員。

(d) また、割引印紙税、郵便税、手数料・交換・再交換負担金および銀行の慣行により、かつその業務の課程で要した費用のために、債務者により、または債務者の代理人として、単独で、または他の者と連帯して、現在支払われるべきであり、または今後支払われるべきものとなる全ての金員。

(e) また、銀行が債務者から保有し、または債務者に関して保有している証券であつて債務者が単独で、または他の者と連帯して負っているものに基づいてであろうと、または本約定書に定められている規定その他の規定または条件に基づいてであろうと、銀行が債務者の単独で、または他の者の連帯して有している口座に借方記入し、またはその口座から引落とす権利を有し、または今後有するであろうすべての金員。

(f) また、権限証券、流通証券その他の証券に基づき、またはそれらの証券上で、またはその他の事情もしくは事項または取引もしくは行事(event)により、債務者が銀行に対して、損害賠償としてであれ、その他の理由に基づいてであれ、単独でまたは、他の者と連帯して、直接もしくは間接に、または偶然にであれ、現在支払義務を負い、今後支払義務を負うべきすべての金員。

(g) また、上記のすべての金員に対する利息または目下のところ支払義務を負っており債務者が単独で、または他の者と連帯して銀行に有している口座の支払われていない信用供与なしの(銀行が他に書面で合意していない場合)信用残高に対する利息。利率について書面による合意があるときはこの利率により、またそのような合意がないときは、保証人または債務者に対する事前またはその他の通知なしに銀行が、折々に決定する利率による。ただし、他にこれらの金員の全部または一部について、書面により合意条項が規定されている場合はこの限りではない。これらの利息は、日々生じ、これらの金員が支払われ、支出され、または支払義務を負うにいたった時点から起算され、銀行が折々に決定する存続期間の終期に終わる。(以下本号省略)

ここで、次のように合意し、宣言する。

1. 本約定書は、継続的保証および補償であって、本約定書で担保されている金員の今後のいかなる時点における支払いまたは口座の決済その他のいかなる事情または事項によっても、全部または一部が免除されるものと認められることはなく、現在または将来の本約定書によって担保されている金員の残額について適用される。

2. この保証は、保証人の死亡またはその死亡の通知によっては確定せず、保証人の遺言執行者 (executor) または管財人 (administrator) が銀行に対して以下に記載するこれ以上の責任を負うことを中止したいと希望する書面による通知をするまでは効力を有し続ける。ただし、常に、銀行は、保証人の死亡の通知を受けたときは、債務者に通知することなしに、その裁量により、債務者とのすべての、またはいずれかの取引を中止することができ、前述の一般原則を制限することなく、小切手の支払をし、貸出をし、または債務者に対し、債務者のために、または債務者の計算で義務 (obligations) を履行することを断ることができる。

3. 本保証は、流通証券その他の証券または契約がまだ流通し、または現存している (未払いの) 場合でも、執行することができる。

4. 本約定書および保証人の義務は、いかなる時点におけるにせよ、債務者その他の者に対する granting またはその他の免除もしくは約因によって、または銀行と債務者その他の者との間に起きる取引や整理のために、あるいは銀行が和解、財産の譲渡、整理計画、債務の免除、債務者その他の者による、もし

くはそれらの者に関する更生計画の当事者になり、もしくはそれらに拘束されたことにより、あるいは銀行の行為、怠慢、手抜きまたは不履行など、この規定がなかったならば、保証人の銀行に対する債務の全部または一部が、影響を受け、停止され、延期され、執行不可能になりもしくは免責されることになる場合であっても、それらによっては、影響を受けず、または免責されない。銀行が本約定書によって担保されている金員について、担保の実行その他によって賠償することをせず、それを怠ったことによっても、もしくはその他の銀行の懈怠、行為、手抜きもしくは錯誤によっても、または債務者がその他の者から引渡を受けて銀行が現在保有し、もしくは将来保有するであろう担保を、その全部であろうと一部であろうと、また約因があろうとなかろうと、解除し、免責し、放棄し、もしくは移転したことによっても、同様である。銀行は、その保有しているいかなる担保または銀行が受取る権利のある、もしくは請求しうるいかなる資金もしくは資産を保証人のために整理する義務を負わず、そして銀行は支払によって満足を得たか否かを問わず、保証人の保証書による債務に影響を与えず、またはそれを免責せずに、裁判、捺印契約、保証、その他の銀行の保有している担保もしくは流通証券その他の証券を、銀行の完全な裁量のもとに、変更し、交換し、更新し、修正し、解除することができ、また、補充、執行もしくは譲渡を拒むことができる。

5. 本保証は、主たる債務であって、他に設定され、または生じた債務に付随するものとして取扱われるものではなく、特に、銀行が債務者、保証人その他の者の銀行に対する債務（現在のものであると将来のものであるを問わず、間接のものであると、偶然のものであるとを問わず、満期の到来・未到来を問

わず、共同にであるか個別にであるかを問わず)のために、銀行が現在保有し、もしくは入手し、または将来保有し、もしくは保有するであろう他の担保とは独立しており、それによって影響を受けているものではなく、他に担保されている他の債務が法律(時効に関する規定を含む)、法原則、衡平法その他の理由により、全部にせよ一部にせよ、消滅し、中止され、延期され、または執行不可能にされたとしても、本約定書の条項に従って債務が満足させられない限り、本保証は執行可能なものである。

6. 銀行が、債務者によって単独に、または他の者と連帯して銀行に対して、現在または今後負い、または支払われるべきすべての金員を受取るまでは、保証人は、本約定書に基づいてであろうとその他に基づいてであろうと本約定書で保証されている金員またはその一部の支払のために銀行によって現在または今後保有されるであろう担保の利益をいかなる理由によっても請求することができず、または直接にも間接にも、債務者、もしくは共同保証人の死亡もしくは破産または銀行に対して債務者と共同してまたは個別的に債務を負う者もしくは債務者によって銀行に対して現在または今後負われるべき金員の担保として銀行が現在または今後保有する流通証券その他の証券上で債務を負う者の死亡もしくは破産によって生じ、またはそれに関連して生ずる分配、配当もしくは支払の利益を請求し、または受取る権利を有せず、保証人は、債務者、共同保証人またはその他のかかる者の死亡または破産の場合に、銀行との競争 (competiton) において、分配、配当もしくは支払を減額するために立証し — このような立証がなければ、銀行はかかる死亡または破産により、またはそれに関連して、分配、配当その他の支払を受けることができる — または請求す

る権利を有しない。銀行がかかる死亡または破産により、またはそれに関連してこれらの支払を受けることによって、銀行が保証人から、本約定書によって担保されている金員の全額を賠償する権利が害されることはない。

7. (a) 銀行は、折々、現在与えられている以上の権限を受けないでも、自由に、債務者の口座から以下に記載されるすべての費用、負担金および経費を借方記入し、引落すことができ、それらは本約定書で担保される金員の一部をなし、保証人は銀行に補償することになる。

(b) 「費用、負担金および経費 "cost charges and expenses"」という表現は、本契約の適用上は、銀行が次のことに関連して支払をしなければならないすべての費用、負担金および支出ならびに印紙その他の税、法定され、またはその他の支払金を含む。

- (i) 本約定書で担保されている金員およびそれに関連する担保に関連して。
- (ii) 債務者の口座に関連して。
- (iii) 本約定書で担保されている金員の支払を受け、または受けようと試みることに関連して。
- (iv) 本約定書の用意、完成、執行および保護に関連して。
- (v) 本約定書または法律に基づき、銀行に与えられた権利、権限または賠償請求権の行使または行使する試みに関連して。
- (vi) 本約定書に基づく銀行の権利の補助または弁護に関連して。

ならびに、上記の事項もしくは本約定書に関連するその他の事項から生じ、またはそれに関して生じた行為もしくは手続に関連して。

また、債務者または保証人が当事者になっているか否かを問わず、保証人または債務者が裁判所命令によって銀行に賠償する義務を負うすべての銀行が負担する法定の費用、負担金、支払金、支出金だけでなく、いかなる裁判所命令——それがなければ銀行が賠償請求する権利がない——にもかかわらず、銀行が弁護士または債務者および保証人を含むその他の者に対してすでに支払い、または支払うであろうすべての法定の費用、負担金、支払金および支出金——銀行の弁護士に対する支払の場合には、弁護士とその顧客との基準に基づく——を含む。

8. 本保証は、本約定書によって保証されている全額の保証であるが、しかし、本約定書によって保証人によって支払われるべき総額を^(a)[ここに金額と通貨を文字で記入する]と、その金額に対する前述の利率による1年間の利息に相当する金額（これらの総額を以下に「確定金額」と呼ぶことにする）ならば費用、負担金、前項の最後に規定されている保証人からの支払を受け、または受けようと試みるための費用および確定金額に対して前述した利率により銀行が保証人に対して請求をした日から保証人から支払われるべき金額の支払がなされる日までの利息を加えたものを超えないものとすることができる。かつ、本項は、いかなる点でも、銀行が債務者との取引において確定金額によってなんらかの影響を受けるという推定を与えるものではなく、また、銀行が債務者に対して、今後、折々に与える貸出または融資の額および範囲が確定金額と関連する必要がないことを明確に合意し、宣言する。

9. 本約定書の有効期間中、本約定書によって担保されている金員になんら

かの影響を与える取引が破産に関する法律または債権者保護に関する法律のもとで無効であり、または取消しうべきものであるという主張が確定し、容認され、またはそれにつき和解がなされた場合には、銀行は、かかる主張が確定し、容認され、またはそれにつき和解がなされたならば直ちに保証人に対して、本約定書により担保されている金員に関して、取引が生じなかったならば、またはそれが無効であり、もしくは取消すべきものと確定し、その旨を容認し、もしくは和解によりそれが消滅したという事態が生じなかったならば有していたであろう権利を取得し、かつ、保証人はかかる主張が確定し、容認され、またはそれにつき和解がなされた場合には、かかる取引がなされる直前に保証人から保有していた担保を銀行に回復するために必要であり有用であるあらゆる措置をとり、かつ、あらゆるそのような証書に署名するものとし、かかる場合には、銀行が保証人から賠償できる他の金員の他に、銀行は、保証人から、前述の主張に関する交渉または手続のために、またはそれに関連して銀行が負担するすべての費用および経費（法定費用および弁護士とその顧客の間で費用を含む）を賠償する権利を有するものとする。

10. 支配人によって、支配人のために、または支配人を代理して署名された証明書であって、その証明書に記載された日時に本約定書により担保される金額が定められているものは、保証人に対する関係で、そこに定められている金額が本約定書上、その証明書に記載された日時において保証人が支払義務を負っている金額であり、その日時によって本約定書によって担保されている金額であることの確定証拠であるものとする。

11. 債務者を含む複数人がパートナーシップまたは企業であり、またはパートナーシップまたは企業になる場合には、その責任およびその各人の責任ならびに本約定書により、またはそれに従って生ずる保証人の責任は、保証人が銀行に対してこれ以上の責任を負うことを中止したいという希望を書面で通知するまでは、またはその通知がなされないかぎり、債務者のパートナーシップまたは企業における死亡その他により、または現在または今後上記の企業の構成する人員またはその名前で取引している者の変更によっては、決定されず、またはその影響を受けないものとする。ただし、銀行は常に債務者の死亡その他の債務者のパートナーシップまたはその企業における変更の通知を受取った場合に、保証人、債務者、そのパートナーシップもしくはその企業またはその企業を構成し、もしくはその名前で取引をする者に対する通知をすることなしに、その裁量により、債務者、そのパートナーシップもしくはその企業とのすべての、または一部の取引を中止することができ、前述の一般原則を制限することなく、債務者、そのパートナーシップもしくはその企業に対する、そのための、もしくはその計算による小切手の支払い、貸出し、または義務の履行を拒むことができる。

12. 本約定書第23項によって課せられている制限に従い、一部の保証人が銀行に対して、債務者が口座を有する銀行の営業所において、本約定書によるこれ以上の責任を負うことを中止したいという希望を書面で通知した場合には、かかる通知をした者の本約定書による責任は、かかる通知を受領した後に債務者が負担する責任に関しては、その時点で流通しており、もしくは現存する(未払いの)商業信用状、支払指図書(draft)、小切手、為替手形、約束手形、指図、

授權、その他の合意 (engagement) または取引から生ずる将来の責任あるいはこの通知をした者が支払う責任を負っている金額に対する債務者の利息支払義務から生ずる将来の責任を別として、そのような通知がなされた以後はただちに停止し、確定する。ただし、保証人の1人またはそれ以上の者に関するかかる責任の中止があっても、本約定書はその他の保証人に関しては、引続き継続的保証であり補償であり、さらに、銀行は、かかる責任の中止の通知を受取った場合には、債務者に中止をすることなく、債務者との、または債務者を代理する取引を中止することができ、前述の一般原則を制限することなく、小切手の支払い、貸出または債務者に対する、債務者のための、もしくは債務者の計算による義務の履行を拒むことができる。

13. 銀行は、折々に、債務者に対する貸出および融通の限度 (もしあれば) を増加その他の変更をし、その他銀行と債務者との間で折々に、契約その他の協定についての修正もしくは変更をし、もしくは修正もしくは変更の合意をし、または新しい契約もしくは協定に取り変えることができ、また、その完全なる裁量のもとに、かつ、保証人による承諾を必要としないで、債務者と、債務者のために、もしくは債務者の計算でいかなる業務も執行することができ、本保証は、銀行と債務者との間でその時々効力を有している契約または協定に及ぶように拡張されることになる。ただし、保証人の責任の限度が本約定書第8項で規定されている場合には、保証人の銀行に対する責任は本項によってその限度を超えることにはならない。

14. 保証人が銀行に対して本約定書に基づきこれ以上の責任を負うことを中

止したいという希望の書面による通知をした場合においては、銀行がその完全なる裁量のもとに、債務者の口座および銀行がそれより債務者の債権者となり、またはなるであろうその他の取引を継続することは銀行にとって適法であり、前述のような通知をした保証人またはその他の保証人の責任は、上述のように定められた範囲では債務者による、または債務者を代理してする上述の口座に対する、またはその口座からのその後の支払があっても、または前述した取引により、あるいはそれに関連して銀行が金員、流通証券もしくは担保を受取り、またはそれらに関して取引をしたとしても、その影響を受けない。

15. 本約定書に含まれている規定（第28条を別として）にもかかわらず、かつ、銀行が債務者から本約定書において「本約定書により担保されている金員」として記載されている金員の全部または一部を債務者から回収できず、または回収できないかもしれず（債務者の、もしくは債務者に関するなんらかの法的制限、無能力の理由によるものであらうと、本約定書により担保されている金員の全部または一部の債務者による支払を強制する銀行の権利が裁判所の命令その他で停止されまたは延期されたという理由によるものであらうと、またはその他の事実もしくは状況——かかる金員に関する取引またはその一部がはじめから無効であったか、その後取消されたかどうか、それに関する問題もしくは事実が銀行の知り、もしくは知りうべきであったかどうかを問わず——による理由であらうと）、そのためその金員またはその一部が銀行により保証人から担保として賠償請求することができない場合であっても、保証人は、本約定書における別個の追加的責任として、かかる金員について銀行に賠償し、主たる債務者として、銀行が保証人に請求した場合にかかる金員の額と同額を支払う

旨を銀行と合意し、この約定書の条項は、細部に必要な変更を加えて、可能なかぎり、この賠償責任に準用され、この賠償責任によって補償される金額は、本約定書によって担保されている金員の一部となるものと認められるものとする。ただし、常に、保証人から支払われるべき総額は、銀行が上述の金員を債務者から賠償請求することができたとしたら保証人が本約定書によって負ったであろう総額を超えることはない。

16. 保証人は、保証人による質問または保証人を代理する質問に対する回答であると否とを問わず、銀行により、またはその代理人により与えられ、または申出られたいかなる性質または種類の約束、表示、供述または情報の結果として、またはその理由のために本約定書を完成させるものでないことに同意し（かかる約束、表示、供述または情報が本約定書において明確に、または必要な示唆により言及され、または銀行を代理して、正当な権限を有する銀行の役員によって書面によってなされ、かつ署名されている場合を除く）、かつ、銀行は、本約定書によって規定されている場合を除き、本約定書の保証人による完成前にも、債務者の業務または銀行との取引に関する事情または事実を保証人に開示し、またはそれについて執行する義務を負わないし、今後もそのような義務を負わない。

17. 債務者および保証人は、提起された訴訟手続において管轄権を有する他の裁判所の管轄権を制限することなしに債務者が口座を有している銀行の営業所の所在地の裁判所がかかる訴訟手続における管轄権を有し、かかる所在地の裁判所の管轄権に撤回することなしに服することに同意する。

18. 本約定書は、上述の保証人の住所 (address) または登録された事務所の所在地においてその折々に効力を有する法律に従って解釈され、かつ、その法律によって支配される。ただし、保証人の住所または登録された事務所が記載されていない場合、記載されていても、それがオーストラリア、フィジー、ニュージーランドおよびパプア・ニューギニア以外の場所にある場合または二つもしくはそれ以上の住所または登録された事務所が記載されていて、それらのすべてがオーストラリアの1つの州もしくは1つの領土 (in a Single Territory of Australia)、フィジー、ニュージーランド、パプア・ニューギニアの中にないときは、本約定書は、ニューサウスウェールズ州においてその折々に効力を有する法律に従って解釈され、かつ、その法律によって支配される。

19. 銀行から、または銀行を代理して、保証人または債務者に対してなされる通知または請求は、それが書面によってなされ、支配人または銀行から権限を与えられたその他の者によって署名され、かつ、場合により、保証人に対してまたは債務者に対してこれらの通知または請求に署名した者にとって最後に知れたその通常の住所、営業所もしくは登録された事務所宛に、前払いの封筒により郵送された場合、保証人に対して、または債務者に対して、直接に交付された場合または本約定書が通知または請求がなされるべき当事者によって本約定書が完成された州または場所の官報において通告した場合であって、このような送達があらゆる点で有効であるときは、正当になされたものとみなされ、かかる送達になされた時点で保証人または債務者が精神的に病気があり、精神的に欠陥を有し、死亡し、破産し、または上述の州または場所に住んでいなくても、その他の事情があろうとも、同様であり、かつ、かかる通知または請求

が上述のように郵送されたときは、それは、かかる通知または請求が同封された封筒または色紙が通常の郵送の過程で郵送先の住所に到着すべき時に——実際には到達しなかったとしても——、また官報において通告されたときは官報の公刊の時に、保証人または債務者により受取られたものとみなされる。

20. 本約定書は、上述した範囲で本約定書の署名者の各人を拘束するものとし、本約定書に保証人または債務者として名前が記載されている1人または複数の者がこれを作成しなかったか、またはその1人または複数の者（本約定書により責任を負うとされる者を除き）による本約定書の作成が無効または取消しうるべきものであり、またはそうなるであろう場合でも同様である。

21. 現在または今後発効するであろうすべての支払猶予の立法および規則ならびにそれらにより保証人または債務者に与えられるであろうすべての救済 (relief) および保護 (protection) は、ここで明示的に排除され、放棄され、かつ否定される。

22. 本約定書は、本約定書による責任が終了する前であろうとその後であろうとを問わず、銀行の財産であり、保証人にはこの交付を請求する権利がない。

23. 貸出の全部または一部が債務者の土地改良のための建設または改造をするための資金調達を可能にし、またはそれを援助する目的で同意され、本保証がその貸出に関連してなされた場合において、銀行がかかる改良が銀行の満足いくまで完成したという支配人による、支配人のために、または支配人を代理

して署名された証書を発行するまでは、保証人は、保証人として本約定書上、これ以上の責任を負うことを中止するという権利を有せず、将来そのような権利ないし請求権を有するにいたったとしても、ここにそれを明示的に放棄する。

24. 債務者が銀行に複数の口座を1人で有している場合であろうと、他の者と共同で同じ権利で有している場合であろうとを問わず、銀行は、そのようにする義務を負うことなく、かつ、複数の口座間の利息の計算の目的で相殺することを許容することに同意したか否かを問わず、いつでも（しかし、かかる権利を制限し、または排除する書面による合意条項には従う）、いかなる当事者にも通知することなしに、債務者の複数の口座または債務者との共同で同じ権利で有する複数の口座を組合わせ、その後はすべての点で、かかる組合せられた口座を1つの口座であり、これまでも常に1つの口座であったものとして取扱う自由を有し、前述の一般原則を害することなしに、銀行は、組合わされた口座がはじめからずっと1つの口座で処理されていたとしたらそのような権限を有したであろうという範囲で債務者もしくは前述したような他の者と共同での債務者のために、小切手を支払い、貸出し、またはその融通のために義務を履行することを拒むことができる。

25. 本約定書より担保されている金員の満足のために金員を充当するに際しては、銀行は、本約定書で担保されている金員のうちの適当と考える部分の満足のために充当することができ、殊に、その選択により、本約定書によって担保されている金員のうち最初にもっとも長期間にわたって支払われるべきである金員の部分の満足に充当することができる。

26. 債務者および保証人ならびにそのそれぞれは、折々、銀行の要求により、銀行に対して、本約定書により担保されている金額で銀行が指定したものに関して、銀行に対する責任の承認または確認の書面を銀行に交付することを要する。

27. 下記のような解釈が、前後の関係から排除され、または矛盾する場合を除いて、本約定書で用いられている、

- (a) 「保証人“Guarantor”」という言葉は、本約定書で保証人として名指されているそれぞれの者の譲受人 (assigns) および遺言執行者 (executors)、遺産管理人 (administrators) または継承人 (successors) を含む。
- (b) 本約定書に2人以上の者が保証人として名指されている場合には、
 - (i) 「保証人」という表現は、それぞれの人を個別的にいうと同時に、それらの者を共同していう。
 - (ii) 本約定書または本約定書に含まれ、もしくはそれから推定される保証人の側の義務および合意は、それらの者ならびにそれらの者を共同して、およびそれぞれの者を個別的に拘束する。
- (c) 「債務者」という言葉は、本約定書に債務者として名指されているそれぞれの者の譲受人および遺言執行者、遺産管理人または承継者を含む。
- (d) 本約定書に2人以上の者が債務者として名指されている場合には、(i) 「債務者」という表現は、それぞれの人を個別的にいうと同時にそれらの者を共同していう。
 - (ii) 本約定書に含まれ、もしくはそれから推定される保証人の側の義務および合意は、それらの者ならびにそれらの者を共同して、およびそれぞ

れの者を個別的に拘束する。

- (e) 「共同保証 “co-surety”」という言葉は、
 - (i) 1人以上の保証人(Guarantor)がいる場合には、互いの保証人を含み、保証人の2人またはそれ以上(ただし、全員よりは少ない)の共同義務に関しては互いの保証人を含む。
 - (ii) 保証人または債務者ではなく、主たる債務者としてであろうと、共同してか、個別的にか、または連帯してかを問わず、本約定書によって保証される金員またはその一部の銀行に対する支払義務を負っているその他の者を含む。
- (f) 「銀行 “The Bank”」という表現は、銀行、その継承人および譲受人(assigns)を含む。
- (g) 「支配人 “Manager”」という言葉は、その肩書が「支配人」という言葉を含む銀行の各役員および肩書が「支配人」という言葉を含む役職(anoffice)についている銀行の各役員を含む。
- (h) 「者 “person”」という言葉は法人を含む。
- (i) 破産(bankruptcy)について言及しているときは(“bankrupt”という言葉も同様の意味を有するものとする)、
 - (i) 自然人の場合には、破産法のもとにおける財産の譲渡もしくは整理または債務免除を含む。
 - (ii) 法人の場合には、清算(winding up)、解散(dissolution)、法人が公的管理におかれたこと(the placing of the corporation under Official Management)、法人の財産の全部または一部について財産保全管理人(Receiver)が任命されたこと、ならびに法人、その債権者もしくはメン

パーまたはある種類の債権者もしくはメンバーの、またはそれに関する和解(compromise)、整理(arrangement)、または更生(reconstruction)を含む。

- (j) 法人の場合には、破産は次の時に開始したものとみなされる。
 - (i) 法人の清算の決議が通り、またはその申請を提出した時、
 - (ii) 法人を公的管理におくための決議を審議するための会合が召集された時、
 - (iii) 法人と債権者もしくはある種類の債権者との間の、または法人とそのメンバーもしくはある種類のメンバーとの間の提案された和解もしくは整理に関する申請または法人の提案されている更生に関する申請が裁判所に付託された時または、
 - (iv) 法人の財産の全部または一部について財産保全管理人が任命された時であり、法人の関係で「死亡 "death"」に言及されているときは、法人の清算または解散を意味するものとする。
- (k) 「財産保全管理人 "Receiver"」という言葉は、財産保全管理人(receiver)と管財人(manager)を含む。
- (l) 「州 "State"」という言葉は、各州およびオーストラリアの領土(Territory)を意味し、それらを含む。
- (m) 「法律 "Law"」は、制定法(Statute)または制定法に基づいて、もしくはそれに従って作られた命令(order)、条例(ordinance)、規則(regulation)、規定(rule)もしくは定款(by-law)を意味し、すべての折々のそれらの改正または統合(consolidation)を含む。
- (n) 制定法に言及されているときは、その制定法が改正され、統合され、ま

たは差しかえられたその制定法を含む。

- (o) 単数を表わす言葉または複数を表す言葉は、それぞれ複数または単数を
含むものとみなされる。
- (p) 男性または女性の一方を表わす言葉はいずれの性 (every gender) を含
む。

28. (a) 本項は、本約定書の他のいかなる条文にもかかわらず効力を有する
ものとする。

(b) 保証人が規制された契約に基づく債務者の義務に関する保証契約に
基づく保証人であり、本約定書が保証契約であるかぎり、

(i) 保証人は、規制された契約に基づく債務者が規制された契約に基
づいて責任を負う金額ならびに保証契約を強制するための、および
それに付随して生ずる合理的費用を超えた金額については、規制さ
れた契約に関して責任を負わない。

(ii) 規制された契約が規制された継続的信用契約または規制された貸
付契約である場合には、保証人は、銀行および規制された契約に基
づく債務者に対する書面による通知により、その通知がなされた後
に規制された契約に基づいて債務者が負った義務に関するかぎり
は、本約定書による責任を免れることができる。

(iii) 本約定書により保証された金員を請求し、本約定書に基づいて強
制する権利および救済を行使する銀行の権利は、信用法 (the Credit
Act) によって課せられた制限に服する。

そして、本約定書の条項が上記と異なるように解釈される範囲では、それは、

必要に応じて、read down され、切りとられ (severed)、また必要な場合にはその双方の取扱いをするものとする。しかし、本約定書がそのような保証契約でない範囲では、かかる条項は、それが read down されず、または切りとられなかったと同じように、完全な効力を有し続けるものとする。

(c) 本約定書に基づき、またはそれによって銀行に与えられる権利と救済は信用法に基づき、それはそれによって信用供与者に与えられる権利および救済を増大させたものであり、信用法が明示的に別段の要求をしている範囲を除き、本項もまた信用法も、信用法が制定されていなかったならば本約定書に基づき、またはそれに関して銀行が有したであろう権利や救済を排除し、修正し、または制限するものではないが、本約定書は、信用法によって明示的に許容されている場合（その場合には許容されている全範囲において）を除き、信用法の規定の適用を排除し、修正し、または制限するものと解されてはならない。

(d) 本項において、「信用法」に言及しているときは、それは、本約定書の適用上は、1984年 (NSW) 信用法、1984年 (Vic.) 信用法、オーストラリアの他の州または領土 — それは1984年 (NSW) 信用法または1984年 (Vic.) 信用法のいずれかの目的のために是認される州である — のこれらに相当する法律または条例等の制定法ならびに本項(e)において規程されているオーストラリアの他の州または領土（もしあれば）の信用に関する規制の法律または条例を意味する本項における言葉および表現であって、信用法に定義されているものは、それらについて信用法で与えられているそれぞれと同様の意味を有する。

(e) [ここに本項に関係する他の信用法または条例を挿入する]

上述したことを考慮して、債務者はここに、本約定書の規定に同意し、承諾し、さらにその権利または義務に影響を与える本約定書のすべての条項に拘束されることを承諾し、本約定書により課せられたすべての義務を受入れ、銀行と債務者との間の他のいかなる取り決めの条項またはこれらの取り決めもしくは法律の作用によって(第28項は別として)、本約定書がなければ、債務者が銀行に対して有したであろう権利にもかかわらず、本約定書の条項は、債務者が取扱ういかなる事項に関する権利をも規制し、他のいかなる取り決め、または権利にも優先するものとする。債務者はまた、債務者が直接または間接に銀行に対して本約定書により担保されている金員の全部または一部の支払をする責任を負っているすべての場合において、この責任が本約定書に基づいて生じたか否かを問わず、2人以上の債務者がいたときは、それらの者の銀行に負う支払義務は、それらの者を拘束し、2人以上の者が共同して、またそれらのそれぞれの者が個別的に責任を負うことを承認する。

作成場所

作成年月日

債務者の署名

保証人の署名

以 上